

「福岡県農林水産部土木工事共通仕様書の一部改正について（令和7年10月）」新旧対照表

新	旧
<p>第2章 材料</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1 ～ 2-4-9 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1. [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)JISA5308 (レディミクストコンクリート) 附属書JA(レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2-4-11 [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1 [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋳造品、鋳鉄品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>[削る]</p> <p>(9)JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管) 記号D1～4. 5</p> <p>(10)JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管) 記号DF</p> <p>(11)JDPA G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号DA～DD</p> <p>(12)JDPA G 1029(推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号D1～D5、DPF</p> <p>(13)JDPA G 1042(NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(14)JDPA G 1046(PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(15)JDPA G 1053-2020(ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p> <p>2-5-3 ～ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p>[削る]</p> <p>第10節～ 第12節 [略]</p>	<p>第2章 材料</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 石材及び骨材</p> <p>2-4-1 ～ 2-4-9 [略]</p> <p>2-4-10 コンクリート用骨材</p> <p>1. [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7)JISA5308 (レディミクストコンクリート) 附属書A(レディミクストコンクリート用骨材)</p> <p>2-4-11 [略]</p> <p>第5節 鋼材</p> <p>2-5-1 [略]</p> <p>2-5-2 鋼材</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 鋳造品、鋳鉄品及び鍛鋼品</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p><u>(9)JIS G 5525(排水用鋳鉄管)</u></p> <p>(10)JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管) 記号D1～4. 5</p> <p>(11)JIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管) 記号DF</p> <p>(12)JDPA G 1027(農業用水用ダクタイル鋳鉄管) 記号DA～DD</p> <p>(13)JDPA G 1029(推進工法用ダクタイル鋳鉄管) 記号D1～D5、DPF</p> <p>(14)JDPA G 1042(NS形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1、D2、DS</p> <p>(15)JDPA G 1046(PN形ダクタイル鋳鉄管) 記号 D1～D4</p> <p>(16)JDPA G 1053-2020(ALW形ダクタイル鋳鉄管) 記号 AL1、AL2、AW</p> <p>5 [略]</p> <p>2-5-3 ～ 2-5-7 [略]</p> <p>第6節～ 第8節 [略]</p> <p>第9節 合成樹脂製品等</p> <p>2-9-1 一般事項</p> <p>1. [略]</p> <p><u>2. 陶管は、次の規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものとする。</u></p> <p><u>(1) JIS R 1201(陶管)</u></p> <p>第10節～ 第12節 [略]</p>

新

第3章 施工共通事項

第1節～第6節 [略]

第7節 コンクリート

3-7-1～3-7-3 [略]

3-7-4 材料の計量

- 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1 (%)とする。

- [略]
- 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、**体積**で計量してもよい。

3-7-5～3-7-10 [略]

3-7-11 養生

- [略]
- 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、**施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。**通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表3-7-2 を目安とする。

表 3-7-2 コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	7日	5日	3日	8日	10日
10℃以上	9日	7日	4日	9日	※
5℃以上	12日	9日	5日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。

注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。

旧

第3章 施工共通事項

第1節～第6節 [略]

第7節 コンクリート

3-7-1～3-7-3 [略]

3-7-4 材料の計量

- 現場配合による場合の材料の計量1回当たりの計量値の許容差は、表 3-7-1 の値以下でなければならない。

表 3-7-1 計量値の許容差

材料の種類	最大値 (%)
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1 (%)以内

- [略]
- 受注者は、各材料をバッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、表 3-7-1 に示した許容差内である場合、**容積**で計量してもよい。

3-7-5～3-7-10 [略]

3-7-11 養生

- [略]
- 受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態を保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて**適切に定めなければならない。**通常のコンクリート工事におけるコンクリートは、**少なくとも次表の期間は常に湿潤養生を行わなければならない。**

表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間

日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	[新設]	[新設]
15℃以上	7日	5日	3日	[新設]	[新設]
10℃以上	9日	7日	4日	[新設]	[新設]
5℃以上	12日	9日	5日	[新設]	[新設]

[新設]

注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。

新

[削る]

- 3-7-12~3-7-14 [略]
 第8節・第9節 [略]
 第10節 特殊コンクリート
 3-10-1 暑中コンクリート
 1.・2. [略]
 3. コンクリート打込み
 (1) [略]
 (2)受注者は、コンクリートの温度について、打込み時の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。
 (3)・(4) [略]
 4. [略]
 3-10-2 寒中コンクリート
 1. [略]
 2. 材料
 (1)受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を用いてはならない。
 (2)・(3) [略]
 3. [略]
 4. 養生
 (1)~(3) [略]
 (4) [略]

表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド普通ポルトランド+促進剤	高炉セメントB種
① 厳しい気象条件	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
② まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

5. [略]
 3-10-3 [略]
 3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート
 1. [略]

旧

3. 中庸熟ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2 に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。

- 3-7-12~3-7-14 [略]
 第8節・第9節 [略]
 第10節 特殊コンクリート
 1.・2. [略]
 3. コンクリート打込み
 (1) [略]
 (2)受注者は、コンクリートの温度について、打込み時 35℃以下を標準とする。なお、コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。
 (3)・(4) [略]
 4. [略]
 3-10-2 寒中コンクリート
 1. [略]
 2. 材料
 (1)受注者は、凍結しているか、又は氷雪の混入している骨材を、そのまま用いてはならない。
 (2)・(3) [略]
 3. [略]
 4. 養生
 (1)~(3) [略]
 (4) [略]

表 3-10-1 寒中コンクリートの養生期間

型枠取り外し直後に構造物が曝される環境	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランド	早強ポルトランド普通ポルトランド+促進剤	高炉セメントB種
①連続してあるいはしばしば水で飽和される部分	5℃	9日	5日	12日
	10℃	7日	4日	9日
② 普通の露出状態にあり①に属さない部分	5℃	4日	3日	5日
	10℃	3日	2日	4日

(注) W/C=55%の場合を示した。W/Cがこれと異なる場合は増減する。

5. [略]
 3-10-3 [略]
 3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート
 1. [略]

新	旧
<p>2. 受注者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 600mm 及び最低潮位から下 600mm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3-10-5~3-10-6 [略]</p> <p>第11節 一般舗装工</p> <p>3-11-1 [略]</p> <p>3-11-2 舗装準備工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿構造を有する倉庫等に、品種別に区別して貯蔵しなければならない。</p> <p>3-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-11-5 [略]</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第13節 地盤改良工</p> <p>3-13-1~3-13-4 [略]</p> <p>3-13-5 締固め改良工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>3-13-6 固結工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督員へ連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に連絡し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3-13-7 置換工</p> <p>1.・2. [略]</p>	<p>2. 受注者は、本章3-7-12 継目の規定によるものとする。 なお、設計図書に示す最高潮位から上 60cm 及び最低潮位から下 60cm の間のコンクリートには、打継目を設けてはならない。 また、これ以外の場合は、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>3-10-5~3-10-6 [略]</p> <p>第11節 一般舗装工</p> <p>3-11-1 [略]</p> <p>3-11-2 舗装準備工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 受注者は、路床面又は路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-11-3 アスファルト舗装工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. [略]</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3)受注者は、セメント及び石灰の貯蔵に当たり、防湿的な構造を有する倉庫等に貯蔵しなければならない。</p> <p>3-11-4 コンクリート舗装工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、路盤面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>3-11-5 [略]</p> <p>第12節 [略]</p> <p>第13節 地盤改良工</p> <p>3-13-1~3-13-4 [略]</p> <p>3-13-5 締固め改良工</p> <p>1. [略]</p> <p>2. 受注者は、施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などに影響を及ぼさないよう施工しなければならない。影響が生じた場合、直ちに監督員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3. [略]</p> <p>3-13-6 固結工</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3. 受注者は、固結工法の施工に当たり、施工中における施工現場周辺の地盤や他の構造物並びに施設などへの振動の影響を把握しなければならない。 これらへの影響が発生した場合、直ちに監督員へ報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>4. 受注者は、固結工法の施工中に地下埋設物を発見した場合、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その対応方法に関して協議しなければならない。</p> <p>3-13-7 置換工</p> <p>1.・2. [略]</p>

新	旧
<p>3. 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に連絡し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>第14節～第21節 [略]</p>	<p>3. 受注者は、掘削面に異常を発見した場合、その状況を監督員に報告し、その処置方法について監督員と協議しなければならない。</p> <p>第14節～第21節 [略]</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>4-2-1 [略]</p> <p>4-2-2 一般事項</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3 保安</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合には、<u>工事を中止し、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に<u>連絡</u>するものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は、<u>第3章3-7-4 材料の計量、表3-7-1 計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。</u></p> <p>第7節・第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。</p> <p>なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に<u>連絡</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2.・3. [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2編 工事別編</p> <p>第1章～第3章 [略]</p> <p>第4章 水路トンネル工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>4-2-1 [略]</p> <p>4-2-2 一般事項</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3 保安</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、施工中異常を発見した場合、及び出水、落盤その他工事に支障を与えるおそれのある場合、<u>速やかに監督員に報告するとともに、必要に応じ災害防止のための措置をとらなければならない。</u></p> <p>ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には、災害防止のための措置をとった後、直ちに監督員に<u>報告</u>するものとする。</p> <p>4. [略]</p> <p>第1節～第8節 [略]</p> <p>第5章～第10章 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～第5節 [略]</p> <p>第6節 堤体工</p> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1.・2. [略]</p> <p>3 材料の計量</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2)受注者は、各材料の計量に当たり、一練り分ずつ質量で計量しなければならない。</p> <p>ただし、水及び混和剤溶液は、<u>容積で計量してもよい。</u></p> <p>第7節・第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節 [略]</p> <p>第2節 一般事項</p> <p>12-2-1 [略]</p> <p>12-2-2 一般事項</p> <p>1 輸送工</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4)受注者は、輸送中の部材の損傷を防止するために、発送前に堅固に荷造りしなければならない。</p> <p>なお、部材に損傷を与えた場合は直ちに監督員に<u>報告</u>し、取り替え又は補修等の処置を講じなければならない。</p> <p>2.・3. [略]</p>

新

第3節 コンクリート橋架設工

12-3-1 [略]

12-3-2 横組工

1. ~2. [略]

3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。

(1)~(5) [略]

(6)緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に連絡するとともに、原因を調査し、適切な措置を講じなければならない。

(7)~(11) [略]

4. [略]

(1) [略]

1)~4) [略]

5)体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(JSCE-F535)に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。

12-3-3 [略]

第4節 [略]

第5節 舗装工

12-5-1~12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

1. [略]

2. 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、直ちに監督員に連絡し、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。

3. ~5. [略]

6. [略]

(1) [略]

(2)接着剤の規格は表 12-5-1(1)及び12-5-1(2)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格 (鋼床版用)

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664

(注) 基盤目試験の判定点は (一財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真

旧

第3節 コンクリート橋架設工

12-3-1 [略]

12-3-2 横組工

1. ~2. [略]

3. 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。

(1)~(5) [略]

(6)緊張管理計画書で示した荷重計の示度と、PC鋼材の拔出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合は、直ちに監督員に報告するとともに、原因を確認し、適切な措置を講じなければならない。

(7)~(11) [略]

4. [略]

(1) [略]

1)~4) [略]

5)体積変化率は、PCグラウトのブリーディング率及び体積変化率試験方法(鉛直管方法)(JHS420-2004)に準じて求める値が-0.5~0.5%の範囲内であることを標準とする。

12-3-3 [略]

第4節 [略]

第5節 舗装工

12-5-1~12-5-2 [略]

12-5-3 グースアスファルト舗装工

1. [略]

2. 受注者は、基盤面に異常を発見したとき、その処置方法について監督員と協議しなければならない。

3. ~5. [略]

6. [略]

(1) [略]

(2)接着剤の規格は表 12-5-1(1)、12-5-1(2)及び 12-5-1(3)を満足するものでなければならない。

表 12-5-1(1) 接着剤の規格 (鋼床版用)

項目	規格値	試験方法
	ゴムアスファルト系	
不揮発分 (%)	50 以上	JIS K 6833-1,2
粘度 (25℃) [Poise(Pa·s)]	5(0.5)以下	JIS K 6833-1,2
指触乾燥時間 (分)	90 以下	JIS K 5600
低温風曲試験 (-10℃、3mm)	合格	JIS K 5600
基盤目試験 (点)	10	JIS K 5600
耐湿試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664
塩水暴露試験後の基盤目試験 (点)	8 以上	JIS K 5664

(注) 基盤目試験の判定点は (財) 日本塗料検査協会「塗膜の評価基準」の標準判定写真による。

新

表 12-5-1(2) 接着剤の規格(コンクリート床版用) [略]

[削る]

(3)～(5) [略]

7.～13. [略]

12-5-4 [略]

第6節 [略]

第13章 [略]

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1～14-9-4 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1. [略]

2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。

(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上のものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封して保管し、原則として製造後6ヶ月以上経過したものは使用してはならない。また、水分を含むと品質が劣化するので、雨天の時の作業は中止しなければならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

未硬化の接着剤の外観、粘度、可使時間、だれ最小厚さ、硬化した接着剤の比重、引張強さ、圧縮強さ、引張せん断接着強さ、接着強さ、硬さ、特殊な条件下で使用する場合は、高温時の引張強さ、水中硬化時の引張強さ、衝撃強さ、圧縮ヤング係数、熱膨張係数、硬化収縮率、吸水率等について、必要に応じて試験を行い性能を確認しなければならない。

なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)におけ

旧

表 12-5-1(2) 接着剤の規格(コンクリート床版用) [略]

表 12-5-1(3) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)

プライマーの品質

項目	溶剤型	水密性	水性型	試験方法
指触乾燥時間(23℃)	60分以内	30分以内	60分以内	JIS K 5600-1 ※1
不揮発分(%)	20以上	50以上	35以上	JIS K 6833-1,2 ※2
作業性	塗りに支障のないこと			JIS K 5600-1 ※1
耐久性	5日間で異常のないこと			JIS K 5600-1 ※1

(注1) ※1 適用する床版の種類に応じた下地材を使用すること。

※2 試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。

(注2) 塗膜系床版防水層(アスファルト加熱型)のプライマーは上表の品質による。

(3)～(5) [略]

7.～13. [略]

12-5-4 [略]

第6節 [略]

第13章 [略]

第14章 頭首工工事

第1節～第8節 [略]

第9節 管理橋上部工

14-9-1～14-9-4 [略]

14-9-5 プレキャストブロック桁組立工

1. [略]

2. 受注者は、ブロック組立ての施工については、次の規定によらなければならない。

(1)プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用に当たり材質が樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表 14-9-1 に示す条件を満足するものを使用するものとする。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。

なお、接着剤の試験方法としてはJSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。

新

る、JSCE-H101 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)コンクリート標準示方書・基準編((公社)土木学会)によるものとする。これにより難しい場合は、**監督職員の承諾を得なければならない。**

[削る]

(2)・(3) [略]

3.・4. [略]

14-9-6~14-9-12 [略]

第15章 [略]

第16章 地すべり防止工事

第1節 [略]

第2節 一般事項

16-2-1 [略]

16-2-2 一般事項

1. 受注者は、施工中工事区域内に**新たに予期できなかった**亀裂の発生等異常を認めた場合、**工事を中止し、監督員と協議しなければならない。**ただし、緊急を要する場合には、**応急措置をとった後、直ちに監督員に連絡しなければならない。**

2.・3. [略]

第3節~第15節 [略]

第17章~第19章 [略]

第20章 推進工事

第1節~第3節 [略]

第4節 推進工

20-4-1・20-4-2 [略]

20-4-3 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法)

1. ~9. [略]

10. 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に**連絡**するとともに、事後の処理について協議しなければならない。

旧

表 14-9-1 樹脂系接着剤の標準品質規格

	品質項目	単位	品質規格	試験温度	養生条件
未硬化接着剤	外観	—	有害と認められる異物の混入がなく、材料分離が生じていないこと	春秋用 23±2℃ 夏用 30±2℃ 冬用 10±2℃	—
	粘度	MPa·s (cP)	$1 \times 10^4 \sim 10 \times 10^4$ ($1 \times 10^4 \sim 1 \times 10^5$)		
	可使用時間	時間	2以上		
	だれ最小厚さ	mm	0.3以上		
硬化した接着剤	比重	—	1.1~1.7	23±2℃	23±2℃ 7日間
	引張強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	12.5以上 (125以上)		
	圧縮強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	50.0以上 (500以上)		
	引張せん断接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	12.5以上 (125以上)		
	接着強さ	N/mm ² (kg f/cm ²)	6.0以上 (60以上)		

(2)・(3) [略]

3.・4. [略]

14-9-6~14-9-12 [略]

第15章 [略]

第16章 地すべり防止工事

第1節 [略]

第2節 一般事項

16-2-1 [略]

16-2-2 一般事項

1. 受注者は、施工中工事区域内に**新たな**亀裂の発生等異常を認めた場合、**直ちに監督職員に報告**しなければならない。

2.・3. [略]

第3節~第15節 [略]

第17章~第19章 [略]

第20章 推進工事

第1節~第3節 [略]

第4節 推進工

20-4-1・20-4-2 [略]

20-4-3 推進作業(密閉型:泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法)

1. ~9. [略]

10. 受注者は、異常な湧水及び転石等で作業に支障が生じた場合、直ちに監督員に**報告**するとともに、事後の処理について協議しなければならない。